平成２２年（フ）第５１３号
相模原市緑区東橋本２丁目７番１号　メゾン．ド．エストラード306
債務者　長島　健一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２２号
相模原市中央区星が丘４丁目14番19号
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５２４号
相模原市南区相模大野６丁目２番７号　すみれ荘102号室
債務者　長田　和之
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１０号
静岡県富士市森島260番地の１　コーポリバー富士103号、前住所静岡県富士市五貫島143番地　レオパレスプリメーロ109号、前々住所静岡県富士市森島275番地の29
債務者　鈴木あけみ（旧姓谷内）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５８号
熊本県天草郡苓北町都呂々4225番地
債務者　笹嶋　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月２日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第２６８２号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10番３―1113号
債務者　飯作ちよえ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４７号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町165番地６　モアグランデ保土ケ谷505号
債務者　鈴木　秀二
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２号
島根県出雲市渡橋町144番地　第二コーポたむら511
債務者　三木　　強
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第９２号
島根県大田市大田町大田イ469番地６
債務者　浄泉　幸夫
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第９３号
島根県出雲市塩津町256番地
債務者　松村　繁雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第９９号
島根県大田市鳥井町鳥越210番地５
債務者　島﨑　博司
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１０１号
島根県出雲市大津町1723番地１　県営大津団地３―325、前住所島根県安来市飯島町306番地15
債務者　勘場　純一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第８８号
秋田県大仙市刈和野字小野31番地２
債務者　伊藤真利子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第９１号
秋田県仙北市角館町水ノ目沢16番地
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部